

告示

埼玉県告示第百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
はぎわら歯科こども 歯科クリニック	名称	医療法人同風会 荻原 歯科医院	はぎわら歯科こども歯科 クリニック
ひだまり訪問看護 リハビリステーション	所在地	東松山市松山町二―九 ―四七アイプラザ一〇 三	東松山市美土里町一― 二五
優訪問看護ステーション	所在地	所沢市山口五一九二― 二ルミエール神山一〇 二号室	所沢市山口一七四二― 六